

改正案	現行
<p>（法第五十六条の三第一項の厚生労働省令で定める基準） 第八十二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 受給資格に係る離職について法第三十三条第一項の規定の適用を受けた場合において、法第二十一条の規定による期間の満了後一箇月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等〔職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体及び同条第八項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。〕の紹介により職業に就いたこと。</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により職業に就いたこと。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（特定求職者雇用開発助成金） 第一百十条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（法第五十六条の三第一項の厚生労働省令で定める基準） 第八十二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 受給資格に係る離職について法第三十三条第一項の規定の適用を受けた場合において、法第二十一条の規定による期間の満了後一箇月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等〔職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。〕の紹介により職業に就いたこと。</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により職業に就いたこと。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（特定求職者雇用開発助成金） 第一百十条（略）</p> <p>2（略）</p>

一 (略)

イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満(9)から(15)までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満)の求職者(公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練(その期間が二週間(2)又は(3)に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間)以内のものを除く。)を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの(以下この条、第一百二十二条、第一百八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。)を除く。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる(15)に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。)事業主であること。

(1)～(15) (略)

ロ～ホ (略)

二 (略)

3～6 (略)

7 (略)

一 (略)

一 (略)

イ 次のいずれかに該当する六十五歳未満(9)から(15)までに該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満)の求職者(公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練(その期間が二週間(2)又は(3)に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間)以内のものを除く。)を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの(以下この条、第一百二十二条、第一百八条の三及び附則第十七条の四の四において「職場適応訓練受講求職者」という。)を除く。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(特定就職困難者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる(15)に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。)事業主であること。

(1)～(15) (略)

ロ～ホ (略)

二 (略)

3～6 (略)

7 (略)

一 (略)

イ 六十五歳以上の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）でない求職者（被保険者でなくなつた日（以下この号において「資格喪失日」という。）から三年以内にあり、かつ、資格喪失日の前日から起算して一年前の日から当該資格喪失日までの間に被保険者であつた期間が六箇月以上あつた者であつて、職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（高齢者雇用開発特別奨励金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロくへ（略）

二（略）

8（略）

（トライアル雇用奨励金）

第一百十条の三（略）

一 次のいずれかに該当する安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（トライアル雇用奨励金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事業所の見やすい場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事

イ 六十五歳以上の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）でない求職者（被保険者でなくなつた日（以下この号において「資格喪失日」という。）から三年以内にあり、かつ、資格喪失日の前日から起算して一年前の日から当該資格喪失日までの間に被保険者であつた期間が六箇月以上あつた者であつて、職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（高齢者雇用開発特別奨励金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロくへ（略）

二（略）

8（略）

（トライアル雇用奨励金）

第一百十条の三（略）

一 次のいずれかに該当する安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（トライアル雇用奨励金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事業所の見やすい場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業

業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に、三箇月以内の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主（季節的業務に従事する者（六十五歳未満の者に限る。第百十四条第一項において同じ。）を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介の日（以下この号において「紹介日」という。）において、就労の経験のない職業（職業安定法第十五条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。第百十八条の三第九項において同じ。）に就くことを希望する者

ロ～ハ（略）

二～六（略）

2（略）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条（略）

2（略）

一（略）

イ・ロ（略）

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲

所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に、三箇月以内の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主（季節的業務に従事する者（六十五歳未満の者に限る。第百十四条第一項において同じ。）を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介の日（以下この号において「紹介日」という。）において、就労の経験のない職業（職業安定法第十五条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。第百十八条の三第九項において同じ。）に就くことを希望する者

ロ～ハ（略）

二～六（略）

2（略）

（地域雇用開発助成金）

第百十二条（略）

2（略）

一（略）

イ・ロ（略）

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲

げる日までの間において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域を管轄する公共職業安定所管内に居住する求職者（過疎等雇用改善地域にあつては、雇入れに伴い当該過疎等雇用改善地域を管轄する公共職業安定所管内に住所又は居所の変更が必要であると認められる者を含む。）（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第一号において「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニスト (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間において、当該対象事業所の所在する実施都道府県区域に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が

げる日までの間において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域を管轄する公共職業安定所管内に居住する求職者（過疎等雇用改善地域にあつては、雇入れに伴い当該過疎等雇用改善地域を管轄する公共職業安定所管内に住所又は居所の変更が必要であると認められる者を含む。）（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第一号において「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニスト (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間において、当該対象事業所の所在する実施都道府県区域に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が

容易であると認められる者を除く。次項第二号において「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。次号イ(3)において同じ。）として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニ）ト (略)

三 (略)

イ (略)

(1)・(2) (略)

(3) (2)の設置に係る事業所の設置に伴い、大規模雇用開発計画に定める期間内において、当該事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住し、又は当該同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に住所若しくは居所を変更しようとする求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第三号において「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（地域雇用開発奨

容易であると認められる者を除く。次項第二号において「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者（地域雇用開発奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。次号イ(3)において同じ。）として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

(1)・(2) (略)

ニ）ト (略)

三 (略)

イ (略)

(1)・(2) (略)

(3) (2)の設置に係る事業所の設置に伴い、大規模雇用開発計画に定める期間内において、当該事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住し、又は当該同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域内に住所若しくは居所を変更しようとする求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第三号において「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（地域雇用開発奨励

励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として百人以上雇い入れる事業主であること。

(4)・(5) (略)

ロ (略)

四 (略)

3～5 (略)

(障害者雇用促進等助成金)

第一百八条の三 (略)

2 (略)

一 (略)

イ 六十五歳未満の求職者(職場適応訓練受講求職者を除く。)である発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条に規定する発達障害者(以下「発達障害者」という。)又は難治性疾患を有するもの(身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除く。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として百人以上雇い入れる事業主であること。

(4)・(5) (略)

ロ (略)

四 (略)

3～5 (略)

(障害者雇用促進等助成金)

第一百八条の三 (略)

2 (略)

一 (略)

イ 六十五歳未満の求職者(職場適応訓練受講求職者を除く。)である発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条に規定する発達障害者(以下「発達障害者」という。)又は難治性疾患を有するもの(身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除く。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ〜ハ (略)

二 (略)

3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。）である六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者雇用安定奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ〜チ (略)

二〜四 (略)

5〜8 (略)

9 (略)

一 障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者トライアル雇用奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やす

ロ〜ハ (略)

二 (略)

3 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。）である六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者雇用安定奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ〜チ (略)

二〜四 (略)

5〜8 (略)

9 (略)

一 障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち次のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者トライアル雇用奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やす

い場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（精神障害者（二に掲げる者を除く。）にあつては十二箇月以内、ホに掲げる者にあつては三箇月以上十二箇月以内）の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介の日（ロ及びハにおいて「紹介日」という。）において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

ロ ホ （略）

二七 （略）

10・11 （略）

附則

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五 （略）

2 （略）

一 （略）

イ 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生時に、特定被災区域（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用され

場所に掲示している者に限る。イにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。）として雇い入れることを目的に、三箇月以内（精神障害者（二に掲げる者を除く。）にあつては十二箇月以内、ホに掲げる者にあつては三箇月以上十二箇月以内）の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介の日（ロ及びハにおいて「紹介日」という。）において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

ロ ホ （略）

二七 （略）

10・11 （略）

附則

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五 （略）

2 （略）

一 （略）

イ 東日本大震災の発生時に、特定被災区域に居住していた六十歳未満の求職者（以下このイにおいて「被災地求職者」という。）（次の①又は②のいずれかに該当する求職者を除く。）又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離

た市町村の区域であつて、東京都に属するものを除く。以下同じ。に居住していた六十五歳未満の求職者（第一百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除き、(1)又は(2)のいずれかに該当する求職者に限る。）又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者（同号イの職場適応訓練受講求職者を除き、(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。）を、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下このイにおいて同じ。）又は職業紹介事業者等（被災者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。以下このイにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）として雇い入れる事業主であること。

(削る)

(削る)

職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者（以下このイにおいて「被災離職者」という。）（次の(1)又は(3)のいずれかに該当する者を除く。）を、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下このイにおいて同じ。）又は職業紹介事業者（被災者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。以下このイにおいて同じ。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）として雇い入れる事業主（平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該被災地求職者を雇い入れる事業主又は平成二十三年三月十一日から平成二十七年三月三十一日までの間に当該被災離職者を雇い入れる事業主に限る。）であること。

(1) 第一百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者

(2) 平成二十三年三月十一日から平成二十四年九月三十日まで

の間に、公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者から職業を紹介され、又は職業指導を受けた求職者その他求職活動を行った求職者でない者（次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する者を除く。）

(1) 東日本大震災の発生時に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる指示の対象となつた区域をその区域に含む市町村に居住していた者

(2) (1)に規定する者のほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行つた当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となつた区域又は場所に東日本大震災の発生時に居住していた者であつて、当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難しているもの

(削る)

ロ〜ホ (略)

二・三 (略)

3〜5 (略)

(三年以内既卒者等採用定着奨励金)

(i) 東日本大震災の発生時に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる指示の対象となつた区域をその区域に含む市町村に居住していた者

(ii) (i)に規定する者のほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行つた当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となつた区域又は場所に東日本大震災の発生時に居住していた者であつて、当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難しているもの

(3) 平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者から職業を紹介され、又は職業指導を受けた求職者その他求職活動を行つた求職者でない者（(2)(i)又は(ii)のいずれかに該当する者を除く。）

ロ〜ホ (略)

二・三 (略)

3〜5 (略)

(三年以内既卒者等採用定着奨励金)

第十七条の二の三 (略)

2 三年以内既卒者等採用定着奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次に掲げる者（以下このイにおいて「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者等への求人の申込み又は学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行った事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、(1)、(2)若しくは(5)(i)若しくは(ii)に規定する施設を卒業し、若しくは退学した者（学校教育法第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次号において「高等学校」という。）を退学した者を除く。）又は(3)若しくは(4)に規定する施設を行う職業訓練を修了した者若しくは当該施設を退校した者（以下この号において「第一号対象者」という。）が応募できる求人の申込み又は労働者の募集を新たに行つた場合（第一号対象者が卒業若しくは退学又は修了若しくは退校の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

(1)～(5) (略)

(i)・(ii) (略)

ロ～へ (略)

二 (略)

第十七条の二の三 (略)

2 三年以内既卒者等採用定着奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次に掲げる者（以下このイにおいて「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者等への求人の申込み又は学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行った事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、(1)、(2)若しくは(5)(i)若しくは(ii)に規定する施設を卒業し、若しくは退学した者（学校教育法第一条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次号において「高等学校」という。）を退学した者を除く。）又は(3)若しくは(4)に規定する施設を行う職業訓練を修了した者若しくは当該施設を退校した者（以下この号において「第一号対象者」という。）が応募できる求人の申込み又は労働者の募集を新たに行つた場合（第一号対象者が卒業若しくは退学又は修了若しくは退校の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

(1)～(5) (略)

(i)・(ii) (略)

ロ～へ (略)

二 (略)

イ 高等学校の生徒であつて卒業することが見込まれる者又は高等学校を卒業し、若しくは退学した者（以下このイにおいて「高等学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者等への求人申込み又は高等学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行つた事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、高等学校を退学した者（以下この号において「第二号対象者」という。）が応募できる求人の申込み又は労働者の募集を新たに行つた場合（第二号対象者が退学の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

ロくへ（略）

三（略）

3～5（略）

（障害者初回雇用奨励金）

第十七条の四の四（略）

一 次のいずれかに該当する六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者初回雇用奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であつて、当該雇入れに係る者の数（

イ 高等学校の生徒であつて卒業することが見込まれる者又は高等学校を卒業し、若しくは退学した者（以下このイにおいて「高等学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者等への求人申込み又は高等学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行つた事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、高等学校を退学した者（以下この号において「第二号対象者」という。）が応募できる求人の申込み又は労働者の募集を新たに行つた場合（第二号対象者が退学の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

ロくへ（略）

三（略）

3～5（略）

（障害者初回雇用奨励金）

第十七条の四の四（略）

一 次のいずれかに該当する六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（障害者初回雇用奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であつて、当該雇入れに係る者の数（当

当該者を短時間労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）（重度身体障害者又は重度知的障害者である者を除く。）として雇い入れる場合にあつては、当該短時間労働者の数に二分の一を乗じて得た数とし、当該者を重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れる場合にあつては、当該重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者の数に二を乗じて得た数とする。）が障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数以上であるものであること。

イ〜ハ（略）

二〇八（略）

2・3（略）

該者を短時間労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）（重度身体障害者又は重度知的障害者である者を除く。）として雇い入れる場合にあつては、当該短時間労働者の数に二分の一を乗じて得た数とし、当該者を重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れる場合にあつては、当該重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者の数に二を乗じて得た数とする。）が障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数以上であるものであること。

イ〜ハ（略）

二〇八（略）

2・3（略）